

大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会会則

1 条 目的 大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、大阪駅周辺地区において、震災が発生した場合の帰宅困難者(外出者のうち、地震発生直後の交通機関の停止、不通等により、足止めされ速やかな帰宅が困難な者をいう。)の支援体制の構築を図る。

2 条 構成 協議会は、大阪駅周辺に所在する事業所等で構成する。

2 協議会に会長 1 名、副会長 1 名以上を置く。

3 会長に事故あるときは副会長がこの任にあたる。

4 協議会に顧問等を置くことができる。

5 会長、副会長及び顧問等は総会で選任する。

3 条 活動内容

(1) 平常時の活動

従業員・顧客等の安全確保、混乱防止対策を検討すること。

帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ること。

水・食料の備蓄計画を検討すること。

被害情報や道路交通情報の入手手段確保の計画を策定し、従業員等に周知すること。

帰宅困難者対策訓練を実施すること。

帰宅困難者対策として、協議会が必要と認める事項について調査、研究を行い、または実施すること。

協議会の運営に関する事項を協議すること。

(2) 災害時の協力

自社の応急対応等の防災計画に基づく活動およびBCPの実施。

顧客等のパニック防止等、顧客の安全確保。

被害情報や道路交通情報の入手・周知を行うこと。

協議会等にあらかじめ登録している活動の実施。

4 条 組織

協議会に事務局を置く。

5 条 総会

総会は、原則として年 1 回開催する。

2 総会は会長が召集する。

3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

4 会則、事業計画等の事項は総会で議決する。

6 条 入退会

入退会は、事務局へ申請の上、随時行うことができる。

7 条 その他の事項

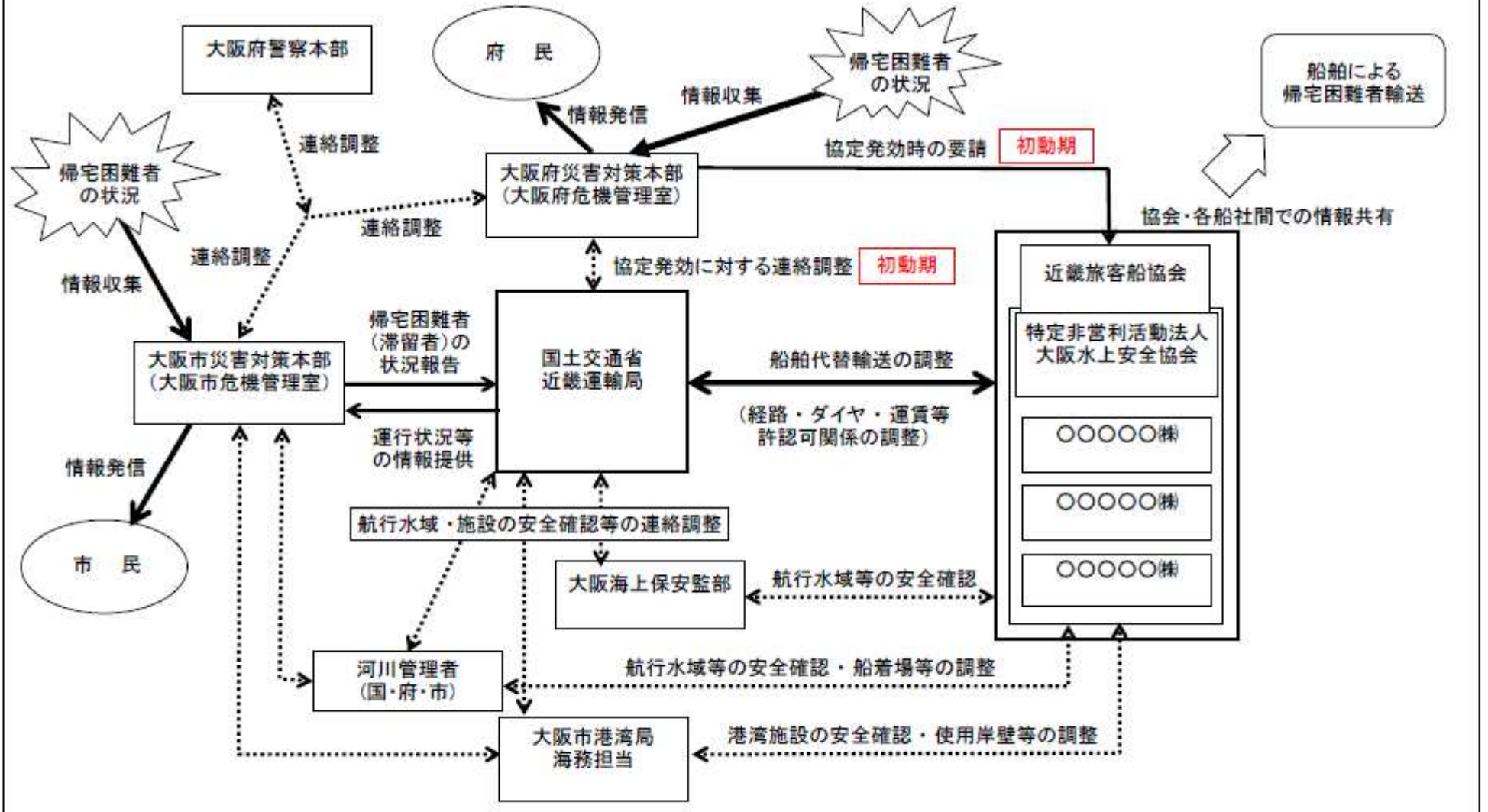
本会則に定めのない事項については、その都度総会及び代表者会議で協議する。

附則

本会則は平成 23 年 8 月 2 日から施行する。

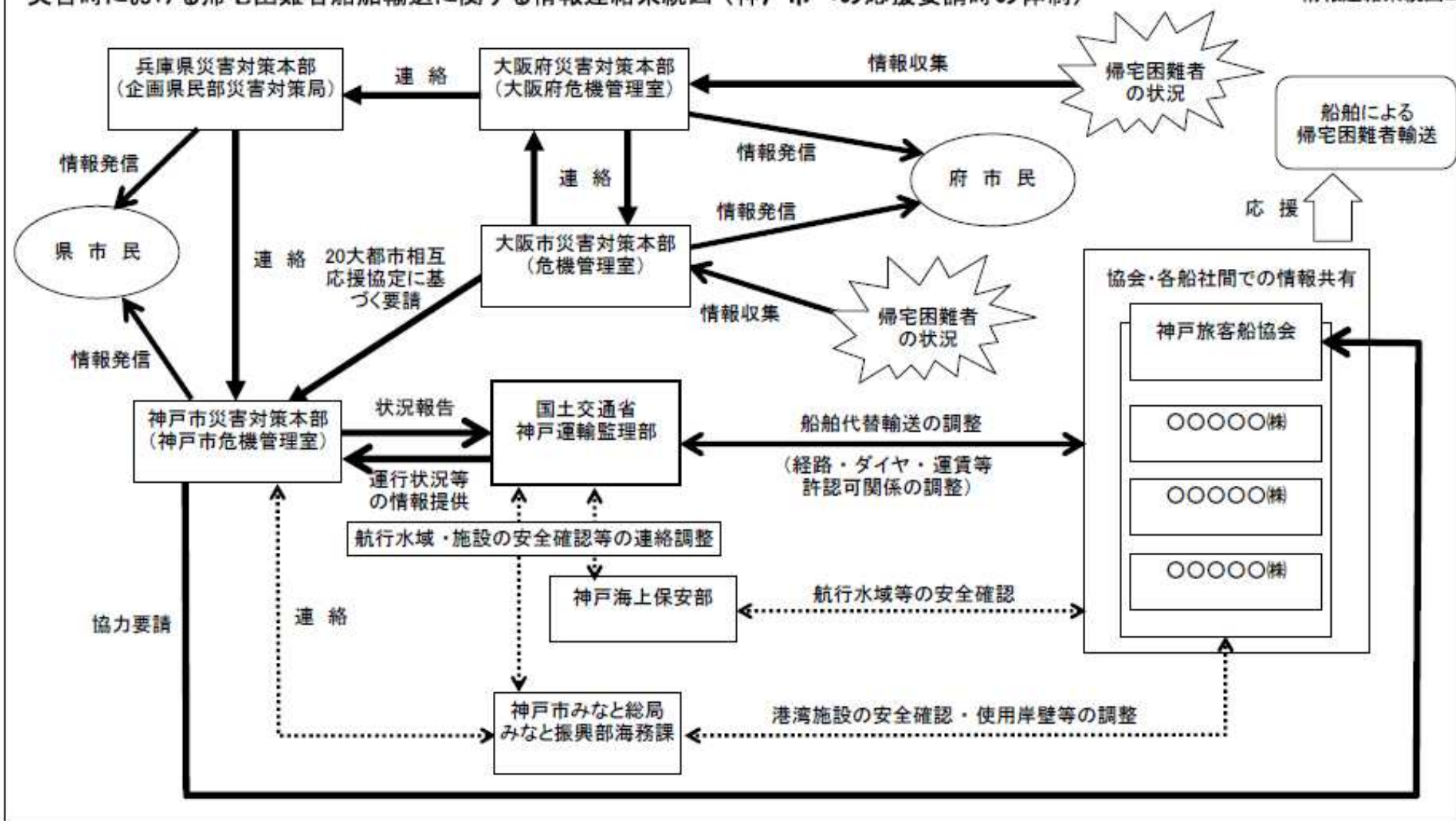
災害時における帰宅困難者船舶輸送に関する情報連絡系統図（大阪府内での体制）

情報連絡系統図1



災害時における帰宅困難者船舶輸送に関する情報連絡系統図（神戸市への応援要請時の体制）

情報連絡系統図2



災害時における帰宅困難者船舶輸送に関する情報連絡系統図（神戸市からの応援要請時の体制）

情報連絡系統図3

